

○ 補助事業等の厳正かつ効率的な実施について

平成19年9月21日19経第947号
農林水産省大臣官房長から大臣
官房総務課長、大臣官房企画評
価課長、大臣官房環境バイオマ
ス政策課長、大臣官房国際部長、
大臣官房統計部長、各局（庁）
長、各地方農政局長、北海道農
政事務所長、沖縄総合事務局長
あて

補助事業等については、従来から機会あるごとに適正な実施をお願いしているところであるが、平成19年9月10日の閣僚懇談会において、内閣総理大臣から、補助金等をはじめ予算の厳正かつ効率的な執行について指示があり、また財務大臣から、予算の厳正かつ効率的な執行と適正な会計処理、会計検査院の決算検査報告に対する対応の点検と同院からの照会事案への迅速かつ適切な対応が求められたところである。

補助事業等の厳正かつ効率的な実施を図るためには、施策目的との適合性、事業の確実性等の観点から、対象事業について厳選するとともに、その事業が計画的かつ的確に遂行され、補助事業等の完了後においても施策目的に即して適正に実施されることが重要である。

こうした観点から、交付決定等に係る審査及び遂行状況の確認、不適切な事業の実施が明らかになった場合の対応について、下記に留意し、補助事業等の厳正かつ効率的な実施に万全を期されたい。

なお、都道府県知事に対しても別添のとおり補助事業等の厳正かつ効率的な実施について協力を依頼しているので、御了知願いたい。

記

1 補助事業等の的確な遂行の確保

（1）交付決定に係る審査の厳格化

交付決定の審査に当たり、交付の対象となる事業内容及び経費の範囲等について、補助金交付要綱等に定める条件との適合性を厳格に審査するとともに実現可能性についても十分に審査することとし、審査に当たっては、一層の厳格化を図る観点から、都道府県等と連携を図りつつ、極力、現地調査を実施すること。

(2) 遂行状況の確認の強化

補助事業等の計画的な遂行を確保する観点から、遂行状況報告については、一定の期間を指定して定期的に報告を求めるとともに、必要に応じ、契約書等関係書類を提出させ、また現地確認を行い、事業の進ちょく状況を把握し、適正な事業遂行を指導すること。

なお、平成19年度については、都道府県等に協力を求めて、補助金交付要綱等に定める遂行状況報告書の提出時期も勘案しつつ、遂行状況報告書に加え、別途遂行状況の確認を行うこと。

(3) 補助事業等の完了後の額の確定に係る審査の厳格化

ア 交付申請書又は変更承認申請書と実績報告書との間に変更がある場合は、重要な変更が承認なしに行われていないか等についても審査を行うこと。

イ 実績報告書の内容について関係資料との整合性を審査し、あわせて、補助事業者等が実施した検査内容等を確認すること。

ウ 類似事業の実績等を踏まえ、現地調査を行う補助事業等の選定基準を定め、都道府県等と連携を図りつつ、極力、現地調査を実施すること。

特に、イの補助事業者等からの確認を行った段階でも、なお補助事業等の実施内容について不明瞭な点がある場合は、原則として現地調査を実施すること。

2 不適切な事業の実施が明らかになった場合の対応

(1) 1 の審査等により不適切な事業の遂行が明らかになった場合の対応

遂行状況の確認や額の確定に係る審査等により、不適切な遂行が明らかになった場合には、都道府県等及び省内関係部署にその旨を速やかに連絡するとともに、事業遂行命令、補助金等の返還命令、是正措置命令その他の必要な措置を迅速かつ確実に講じること。

(2) 会計検査院等からの指摘への対応

決算検査報告や行政評価・監視結果報告書で不適切な処理等の指摘を受けた場合には、速やかに関係する都道府県等及び省内関係部署と連携し、補助金等の返還、是正の指導その他の必要な措置を迅速かつ確実に講じること。

このほか、実地検査の段階において是正等の必要性が確認されたものについても、報告書で指摘された場合と同様に必要な措置を迅速かつ確実に講じること。

(3) その他不適切な事業の実施が明らかになった場合の対応

事業実施状況の報告等により、目的外使用、補助目的の未達成など不適切な事業の実施が明らかになった場合には、関係する都道府県等と連携し実態を把握の上、補助金等の返還、改善の指導その他の必要な措置を迅速かつ確実に講じること。

3 その他

以上のような補助事業等の審査の厳格化等を図るため、職員が審査・確認すべき事項や着眼点についてあらかじめ整理し、徹底すること。

また、補助事業等の透明性、公平性を確保する観点から、別に定めるところにより、交付決定した補助金等について情報開示を図ること。